

平成 26 年 1 月 24 日

行動計画（第 2 回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 26 年 1 月 24 日～平成 31 年 1 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：育児休業取得について、男性も育児休業を取得できることを含め、職場の理解向上のための取組を行うとともに、計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に 2 人以上取得すること

女性社員・・・取得率を 80%以上にすること

<対策>

- 平成 26 年 3 月～ 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度のわかりやすい資料を作成し、周知や情報提供を行う。
- 平成 26 年 8 月～ 男性社員も含め、育児休業の対象となる社員へのヒアリングを行う。
- 平成 26 年 10 月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を行う。